

臭気測定業務特記仕様書

1 業務目的

終末処理場及び穂高中継ポンプ場、有明中継ポンプ場の脱臭設備の効果を確認するとともに、終末処理場や中継ポンプ場における敷地境界線の臭気を測定することで、各周辺環境の環境保全と脱臭設備の適正な管理を図る。

2 業務場所

- (1) 犀川安曇野流域下水道安曇野終末処理場 : 安曇野市豊科田沢6709
- (2) 穂高中継ポンプ場 : 安曇野市豊科南穂高5317-1
- (3) 有明中継ポンプ場 : 安曇野市穂高有明4877-2
- (4) なじみ水路 : 安曇野市豊科田沢4543-1、4544

3 検体の種類

- (1) 環境臭気
- (2) 放流水
- (3) 脱臭設備 吸排気

4 測定箇所

(1) 終末処理場に関する測定箇所

ア 敷地境界環境臭気 臭気測定平面図(1)①～⑥に示す次の6箇所

- ① ポンプ棟西
- ② 水処理棟東宅地境界
- ③ 放流渠堤防
- ④ グラウンド南
- ⑤ 汚泥処理棟南
- ⑥ 汚泥処理棟北

イ 放流水 臭気測定平面図(1) (イ)に示す箇所

ウ ポンプ棟脱臭設備 臭気測定平面図(1) (ウ)に示す箇所

エ 沈砂池棟脱臭設備 臭気測定平面図(1) (エ)に示す箇所

オ 水処理棟脱臭設備 臭気測定平面図(1) (オ)に示す次の4箇所

- ① 水処理棟 No.1
- ② 水処理棟 No.2
- ③ 水処理棟 No.3
- ④ 水処理棟 No.4

カ 汚泥処理棟脱臭設備 臭気測定平面図(1) (カ)に示す次の2箇所

- ① 薬注機室
- ② 脱臭機室

(2) 穂高中継ポンプ場に関する測定箇所

ア 敷地境界環境臭気 臭気測定平面図(2) ①～②に示す次の2箇所

- ① 穂高中継ポンプ場 正門
- ② 穂高中継ポンプ場 東敷地内

イ 脱臭設備 臭気測定平面図(2) (イ)に示す箇所

(3) 有明中継ポンプ場に関する測定箇所

ア 敷地境界環境臭気 臭気測定平面図(3) ①～②に示す次の2箇所

- ① 有明中継ポンプ場 正門
- ② 有明中継ポンプ場 西門
- イ 脱臭設備 臭気測定平面図(3) (イ)に示す箇所
- (4) なじみ水路に関する測定場所
環境臭気 臭気測定平面図(1) (※)及び臭気測定平面図(4)に示す箇所

5 測定内容

測定内容は、次の2種類とする。

(1) 臭気指数の測定

環境臭気および放流水について行う。

試験方法は、悪臭防止法施行規則第1条の規定に基づき、環境庁長官が定める「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年9月13日環境庁告示第63号、平成8年2月22日環境庁告示第7号、平成11年3月12日環境庁告示18号改正、平成12年6月15日環境庁告示第35号改正)によるものとする。

(2) 脱臭設備性能試験

脱臭設備の吸排気について行う。

悪臭防止法施行令第1条第1号から第6号に掲げる以下6物質の濃度測定を行う。

- ① アンモニア
- ② メチルメルカプタン
- ③ 硫化水素
- ④ 硫化メチル
- ⑤ 二硫化メチル
- ⑥ トリメチルアミン

6 測定回数及び時期等

測定の実施時期及び回数は、臭気指数の測定については5月、8月、11月、2月の年4回、脱臭設備の性能試験については8月、2月の年2回とする。(一覧を別表-1、2に示す。)

また、測定実施日については、委託者と協議の上決定するものとする。

7 主任技術者

- (1) 受託者は、業務の技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。主任技術者を変更したときも、同様とする。
- (2) 主任技術者は、悪臭防止法施行規則第12条に規定する臭気判定士の資格を有する者としなくてはならない。

8 提出書類

提出書類、部数及び提出時期は下表による。

提出書類	部数	提出時期
業務実施代理人・主任技術者等の指定通知書(一部委託承認申請書を提出する場合は省略)	1部	着手前速やかに
臭気判定士の資格を証する書類	1部	
工程表	1部	
報告書(各測定)	測定1回ごとに1部	業務を実施した月の月報(要求水準書第10条第(6))と合わせて
報告書(まとめ)	1部	2月の測定結果の報告書と合わせて
業務記録	1部	業務を実施した月の月報(要求水準書第10条第(6))と合わせて

(1) 報告書(各測定)の内容は次のとおりとする。

なお、用紙の大きさはA4版とし、ガスクロマトグラフのチャート紙等については折込編冊とする。

- ア 測定結果を明示する書類(濃度測定については計量証明書)
- イ ガスクロマトグラフ等チャートの写し
- ウ 検量線
- エ 分析方法(採取量、採取速度等を含む)を記載した書類
- オ 検体採取時の天候、気温、風向、風速、大気圧、脱臭設備の風量を記載した書類
- カ 検体採取箇所毎の検体採取時の状況を明らかにする写真
- キ 試験に用いた機器及び器具の写真
- ク 臭気指数算定時の経過を記録した書類
- ケ 臭気指数算定時のパネル(嗅覚を用いて臭気の判定をする者)選定経過を記録した書類

(2) 下記のことを留意して書類を作成し、提出のこと。

- ア 臭気指数の算定にあたっては、「上水試験方法(2011年版)」(公益社団法人日本水道協会発行)のII-3-7「臭気」に記載された臭気の区分と種類を用いた臭質を記載すること。
- イ 脱臭設備の性能試験において、各物質の定量下限値は悪臭防止法施行規則(昭和47年5月30日総理府令第39号、平成12年8月14日総理府令第94号改正)第2条に定める規制基準範囲の下限値の1/10とすること。

(3) 報告書(まとめ)の内容は次のとおりとする。

- ア 全体の測定結果のまとめ
- イ 通年の傾向及び考察

9 検査

業務実績の検査は委託契約書第23条の検査と合わせて行う。

10 悪臭防止法施行規則第10条に定める事項

臭気指数の測定委託に関し、委託者が必要であると認めるときは測定に関し受託者に報告を求めることができ、受託者はこれに応じなければならない。

また、受託者が悪臭防止法施行規則第11条に定める者に該当しなくなった時又は委託に係る測定の業務に関し不正の行為があったと認めるときは、委託者は本業務に関する委託契約を解除することができる。

11 その他

本特記仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は示されていない事項については委託者と受託者で協議して定めるものとする。

別表－1

測定箇所数及び検体数（臭気指数の測定）

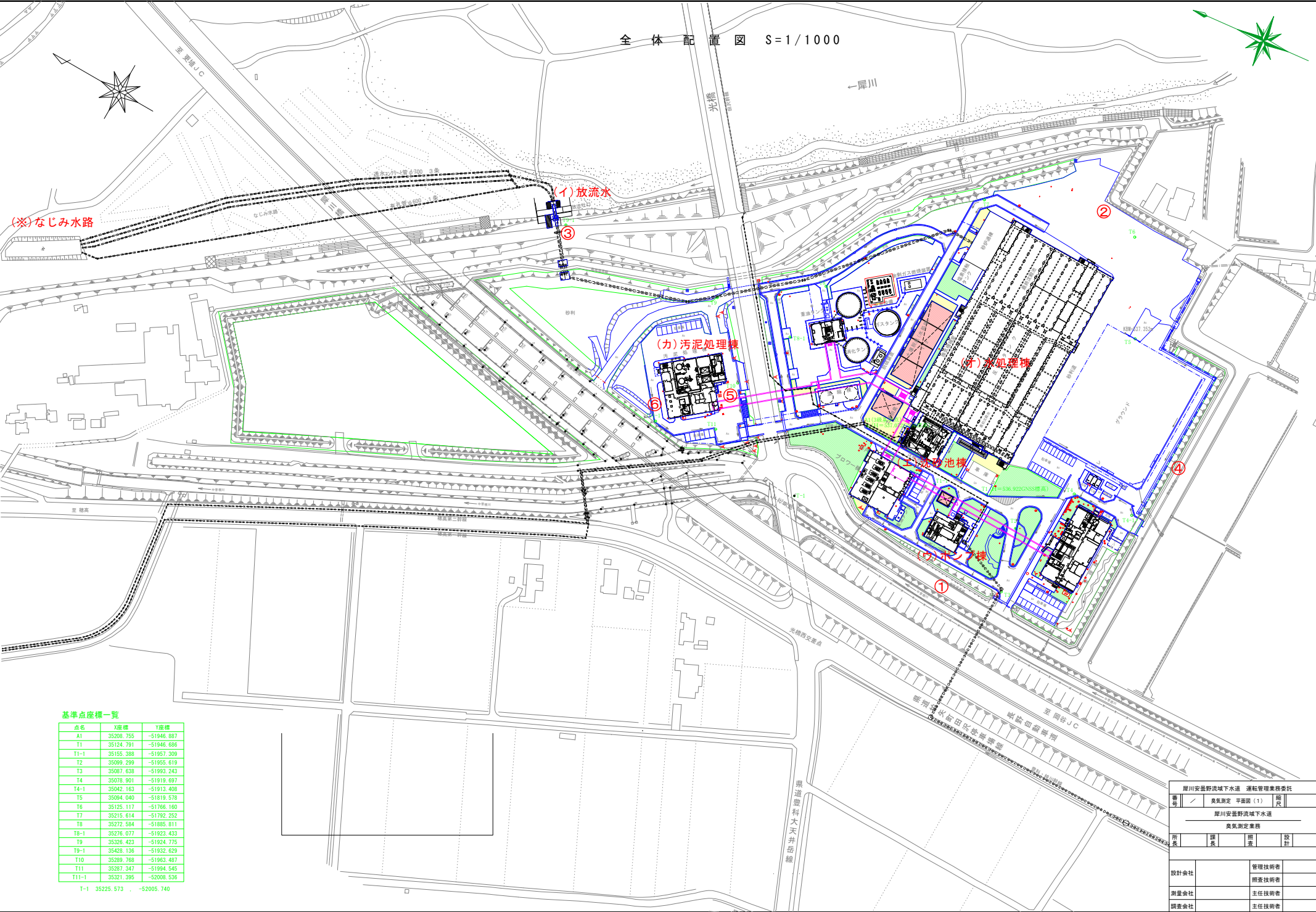
試料採取場所			測定箇所数	検体数				
				5月	8月	11月	2月	合計
敷地境界	終末処理場	ポンプ棟西	○	○	○	○	○	40
		水処理棟東宅地境界	○	○	○	○	○	
		放流渠堤防	○	○	○	○	○	
		グラウンド南	○	○	○	○	○	
		汚泥処理棟南	○	○	○	○	○	
	汚泥処理棟北	○	○	○	○	○		
	中継ポンプ場	穂高中継(正門側)	○	○	○	○	○	
		穂高中継(東側)	○	○	○	○	○	
		有明中継(正門側)	○	○	○	○	○	
		有明中継(西門側)	○	○	○	○	○	
小計			10	10	10	10	10	
なじみ水路	水路内通路上		○	○	○	○	○	4
	小計			1	1	1	1	
放流水	放流渠		○	○	○	○	○	4
	小計			1	1	1	1	
合計			12	12	12	12	12	48

別表－2

測定箇所数及び検体数（脱臭設備の性能試験）

試料採取場所			測定箇所数	検体数					
				5月	8月	11月	2月	合計	
脱臭設備	ポンプ棟	入口(土壌脱臭設備入口)	○		○		○	44	
		出口(土壌脱臭設備出口)			○		○		
	沈砂池棟	入口(活性炭脱臭設備入口)	○		○		○		
		出口(活性炭脱臭設備出口)			○		○		
	水処理棟No.1	入口(土壌脱臭設備入口)	○		○		○		
		出口(土壌脱臭設備出口)			○		○		
	水処理棟No.2	入口(土壌脱臭設備入口)	○		○		○		
		出口(土壌脱臭設備出口)			○		○		
	水処理棟No.3	入口(土壌脱臭設備入口)	○		○		○		
		出口(土壌脱臭設備出口)			○		○		
	水処理棟No.4	入口(土壌脱臭設備入口)	○		○		○		
		出口(土壌脱臭設備出口)			○		○		
	汚泥処理棟 (薬注機室)	入口(生物脱臭手前)	○		○		○		
		中間(生物脱臭出口)			○		○		
		出口(活性炭脱臭出口)			○		○		
	汚泥処理棟 (脱臭機室)	入口(生物脱臭手前)	○		○		○		
		中間(生物脱臭出口)			○		○		
		出口(活性炭脱臭出口)			○		○		
	中継ポンプ場	穂高中継	入口(活性炭脱臭設備入口)	○		○			○
			出口(活性炭脱臭設備出口)			○			○
有明中継		入口(活性炭脱臭設備入口)	○		○		○		
		出口(活性炭脱臭設備出口)			○		○		
合計			10	0	22	0	22	44	

全体配置図 S=1/1000

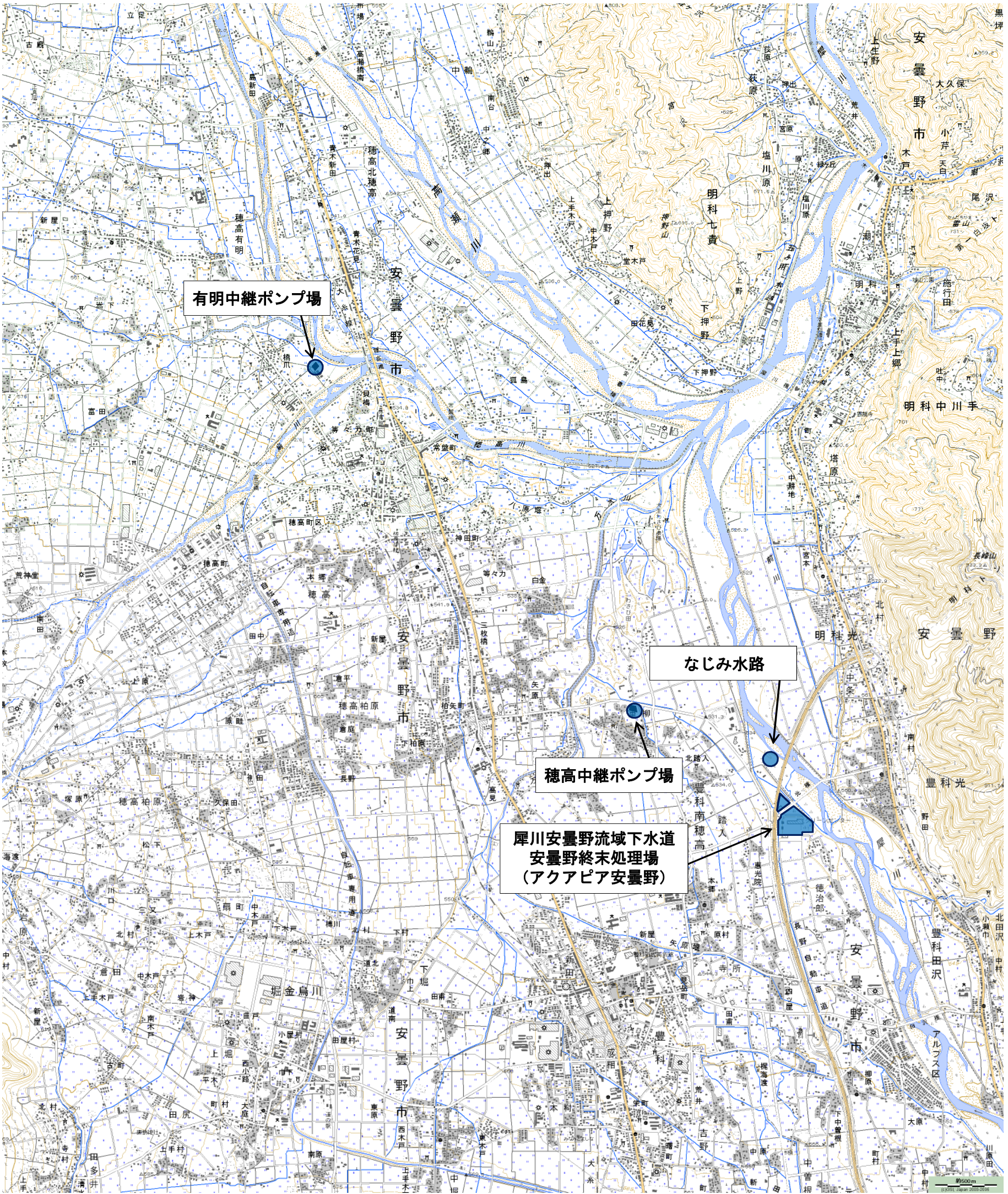


基準点座標一覧

点名	X座標	Y座標
A1	35208.755	-51946.887
T1	35124.791	-51946.686
T1-1	35155.388	-51957.309
T2	35099.299	-51955.619
T3	35087.638	-51993.243
T4	35078.901	-51919.697
T4-1	35042.163	-51913.406
T5	35094.040	-51819.578
T6	35125.117	-51766.160
T7	35215.614	-51792.252
T8	35272.584	-51885.811
T8-1	35276.077	-51923.433
T9	35326.423	-51924.775
T9-1	35428.136	-51932.629
T10	35289.768	-51963.487
T11	35287.347	-51994.545
T11-1	35321.395	-52008.536
T-1	35225.573	-52005.740

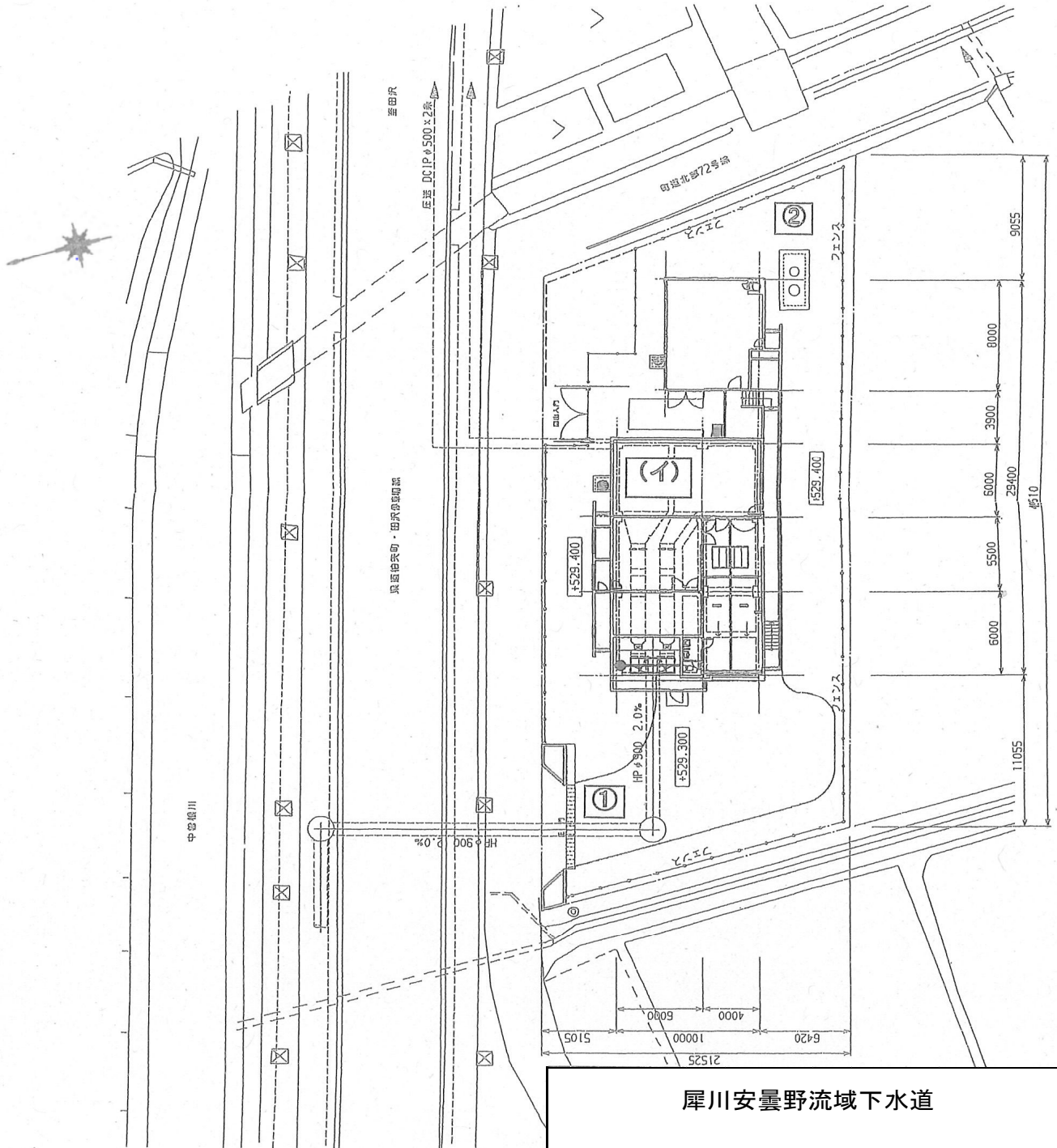
尾川安曇野流域下水道 運転管理業務委託			
資料	臭気測定 平面図 (1)	縮尺	
尾川安曇野流域下水道			
臭気測定業務			
所長	課長	副課長	設計
設計会社		管理技術者	
測量会社		調査技術者	
調査会社		主任技術者	
		主任技術者	

犀川安曇野流域下水道



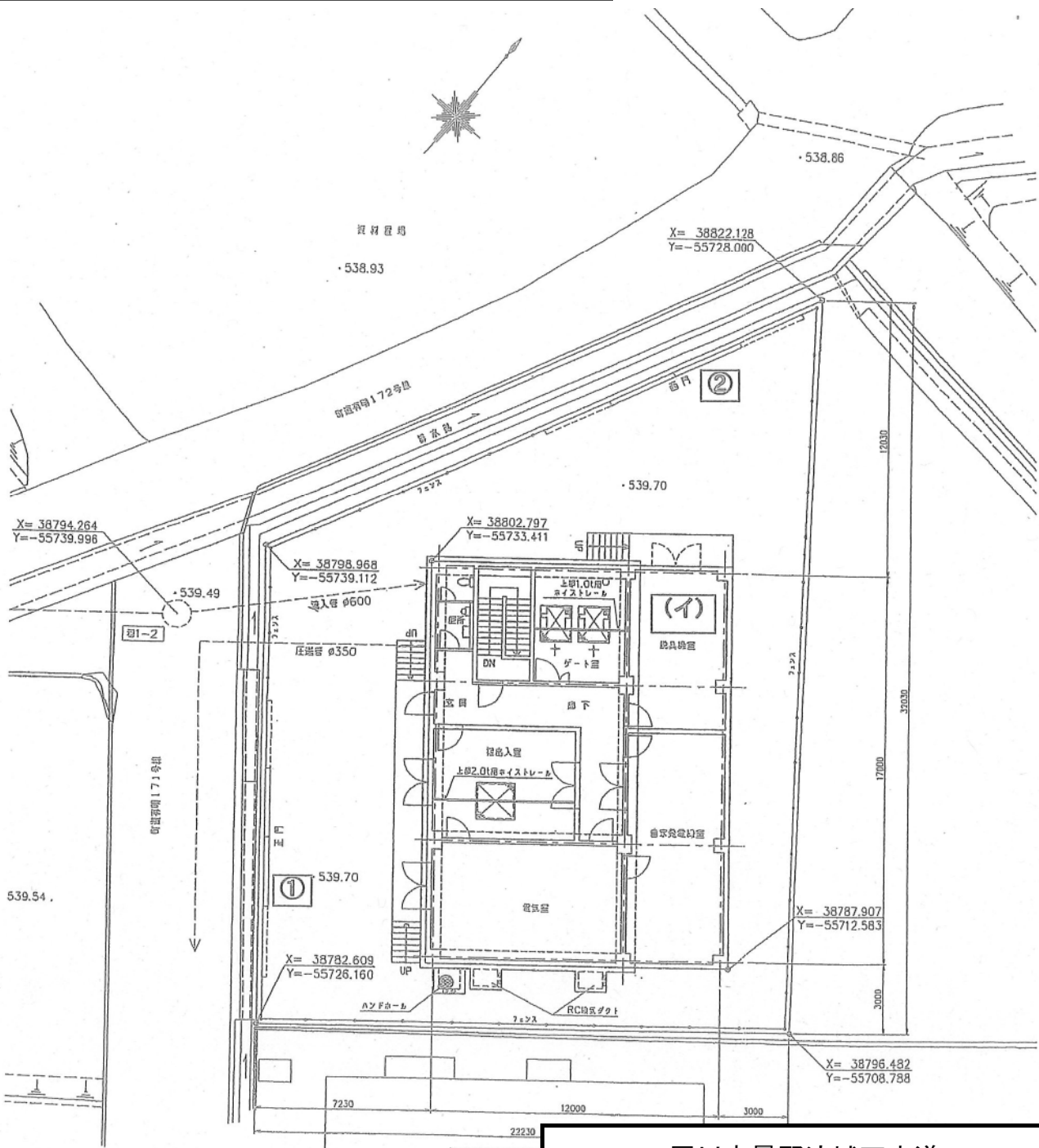
犀川安曇野流域下水道			
臭気測定業務			
番号	臭気測定 位置図	縮尺	
犀川安曇野流域下水道			
安曇野終末処理場ほか			
所長	課長	照査	設計
安曇野建設事務所			

犀川安曇野流域下水道 穂高中継ポンプ場



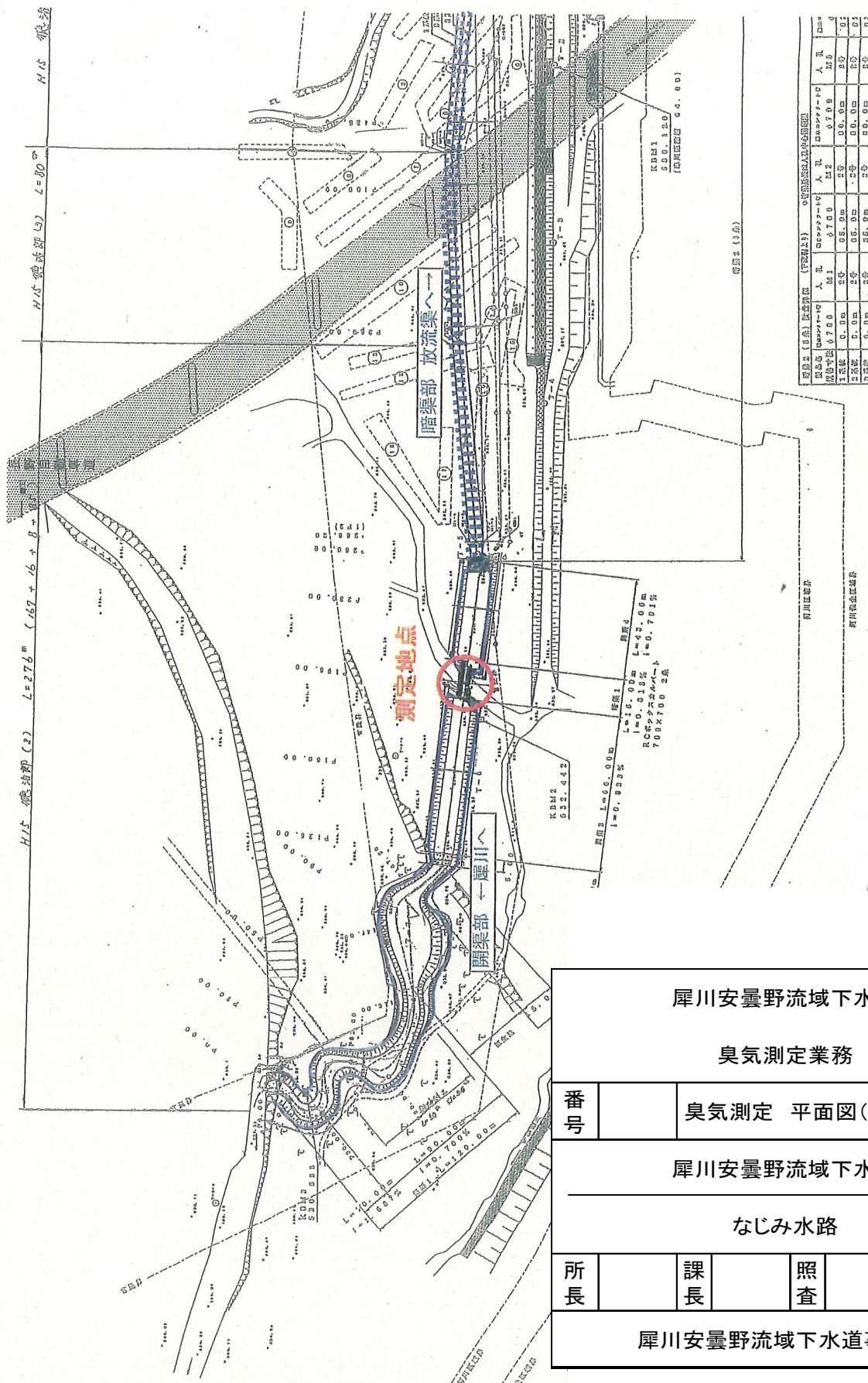
犀川安曇野流域下水道			
臭気測定業務			
番号	臭気測定 平面図(2)	縮尺	
犀川安曇野流域下水道			
穂高中継ポンプ場			
所長	課長	照査	設計
犀川安曇野流域下水道事務所			

犀川安曇野流域下水道 有明中継ポンプ場



犀川安曇野流域下水道			
臭気測定業務			
番号	臭気測定 平面図(3)	縮尺	
犀川安曇野流域下水道			
有明中継ポンプ場			
所長	課長	照査	設計
犀川安曇野流域下水道事務所			

犀川安曇野流域下水道 なじみ水路



犀川安曇野流域下水道			
臭気測定業務			
番号	臭気測定 平面図(4)	縮尺	
犀川安曇野流域下水道			
なじみ水路			
所長	課長	照査	設計
犀川安曇野流域下水道事務所			